

令和3年度 根室管内町職員 採用資格試験のお知らせ

1 試験区分および採用予定人員

各町の試験区分および採用予定人数は、各町のホームページを確認するか、下記までお問い合わせください。

2 受験資格

一般事務職（初級試験）

短大卒業程度および高校（専門学校を含む）卒業程度の学力を有し、平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方

3 試験方法

一般事務職（初級）

教養試験、作文試験、事務適性検査

4 試験日、会場

日時 令和2年9月20日(日) 午前9時から

場所 中標津町役場

5 受験申込み

令和2年7月31日(金)までに応募先の町役場へ指定の申込用紙を提出してください。

※受付時間 午前9時から午後5時までです。(土・日曜日および祝日は受け付けできません。)

※郵送の場合は、令和2年7月31日(金)までの消印があるものに限りです。

6 問合せ

各町役場総務課

別海町（人事厚生担当） TEL 0153-75-2111

中標津町（職員係） TEL 0153-73-3111

標津町（職員担当係） TEL 0153-82-2131

羅臼町（職員担当係） TEL 0153-87-2111

根室町村会 TEL 0153-22-2369

※令和3年度根室管内町職員採用資格試験公示日が令和2年7月1日のため、現在確認できる情報で広報に掲載しています。

ご迷惑をお掛けしますが、詳細やご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

問合せ／人事厚生担当（内線2114）

町長の資産等を 公開します



「政治倫理の確立のための別海町長の資産等の公開に関する条例」に基づき、町長の資産等を公開しています。

なお、令和元年12月31日において保有している資産等について、新たに作成した資産等補充報告書等の閲覧開始日は、令和2年7月1日(水)からです。

■閲覧受付および閲覧場所 役場2階 総務課窓口

問合せ／総務行政担当（内線2111・2118）

別海町全域を対象とした光回線の整備を進めます

事前申し込みのご協力をお願いします

本年度から、町内の全域を対象とした、光回線の整備に向けた準備を進めます。

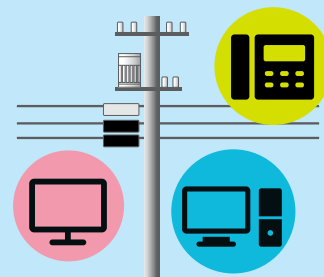
事業実施に当たり、光回線の敷設ルートや整備方法など事業実施計画の基礎資料とするため、光ブロードバンドサービスの利用を希望している方の意向を確認する必要があります。

すでに、光ブロードバンドサービスに加入済みの方や、サービス利用の意思のない方は提出いただく必要はありませんが、整備後に加入の希望があっても、状況によっては加入ができない場合がありますので、利用を検討される方は、7月17日(金)までに、事前加入申込書の提出をお願いします。

本誌折り込みの用紙に必要事項をご記入の上、提出してください。

また、町ホームページからもお申し込みが可能です。

問合せ／情報管理担当（内線2121・2122）



情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

令和元年度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度の運用状況 (令和2年3月31日現在)

1 情報公開の状況

区 分	公開の請求	処理の状況		
		全部公開	部分公開	その他
件数	2件	0件	2件	0件

2 情報公開の請求者別内訳

区 分	人数
町内に住所を有する者	1人
町内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	0人
その他上記以外のもの	1人
合 計	2人

3 情報公開の実施機関別内訳

区 分	件 数
町 長	2件
そ の 他	0件
合 計	2件

4 不服申立ての状況

非公開の決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはありませんでした。

個人情報保護制度の運用状況 (令和2年3月31日現在)

1 自己情報の開示請求の状況

区 分	開示の請求	処理の状況		
		開示	部分開示	その他
件数	0件	0件	0件	0件

2 開示請求の実施機関別内訳

区 分	件 数
町 長	0件
そ の 他	0件
合 計	0件

3 不服申立ての状況

非開示の決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはありませんでした。

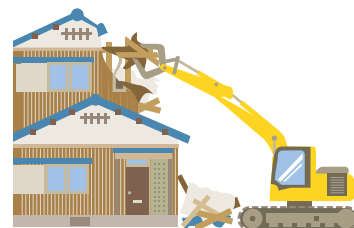
問合せ／総務行政担当（内線2111～2113）

建物の新築・解体していませんか？

税務課から

固定資産税は、毎年「1月1日」現在の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に対してかかる税金です。年の途中で住宅、店舗、倉庫などの建物を新築、増築をした場合、または大雪でつぶれた建物などを解体した場合は、下記担当まで連絡をお願いします。

居住や使用をしていない家屋も、解体しなければ固定資産税が課税されますのでご注意ください。



固定資産税が課税される建物の参考例

- ①柱が直に埋め込まれている倉庫、車庫、畜舎
- ②地杭（束石）の倉庫、車庫
- ③ガス・水道等の備わったコンテナハウス

※①から③までの建物で中古材を使用または手作りで建築された建物も固定資産税が課税されます。

固定資産税に係る現地調査について

地方税法に基づき、税務課職員が家屋の新築、増築または解体状況を確認するため、毎年町内を巡回して現地確認をしています。職員が伺った際には、敷地内の建物の新築・増築の有無、建物の状態を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

問合せ／課税担当（内線1114）